

安曇野市国保特定健診等事業に併せて信州大学医学部が実施する「歯科疾患と全身の健康状態の関連および歯科保健指導による生活習慣病改善効果の研究」に関する覚書

安曇野市（以下「甲」という。）と信州大学医学部（以下「乙」という。）は、先に締結した「安曇野市と国立大学法人信州大学との包括的連携に関する協定書」（以下「協定」という。）第2条第3号に基づき、乙が行う「歯科疾患と全身の健康状態の関連および歯科保健指導による生活習慣病改善効果の研究」（以下「研究」という。）における研究成果を活用し、もって安曇野市民の健康増進等に寄与することを目的に、以下の事項に関して合意した。

（役割、相互連携の形式等）

第1条 甲および乙は、頭書の目的を達成するため、次のとおりの役割を担い、また、相互連携を図るものとする。

- (1) 甲および乙は、安曇野市国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健診（以下「国保特定健診等」という。）の実施会場において、希望者に対し歯科健診を同時開設する。
なお、この歯科健診時の事故等については、乙が責任を負うものとする。
- (2) 甲は、国保特定健診等および歯科健診を受診した者（以下「受診者」という。）が同意したときに限り、乙の求めに応じ、受診者の健診結果の提供を行うものとする。
- (3) 乙は、研究を実施する年度の6月末日までに、当該年度の研究に関する計画書を甲に提出して承認を得るものとし、また、研究を実施した年度の末日までに、当該年度の研究に関する報告書および研究結果を甲に提出するものとする。

（実施体制）

第2条 乙は、研究の実施に必要となる研究員等の人員および研究のための健診実施歯科医師を確保するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲および乙は、本覚書の履行に関し、相手方から知り得た秘密情報について秘密を保持し、本覚書の目的達成に必要な限度において使用するものとする。

2 乙は、前条第2号の規定により甲から提供された個人情報その他の健診結果（以下「個人情報等」という。）を厳重に管理し、次条から7条までに定めるところにより適正に管理するものとする。

（情報の授受等）

第4条 甲は、乙に対し個人情報等を提供するときは、その授受を明確にするため、書面を取り交わすものとする。

（目的外利用の禁止）

第5条 乙は、甲から提供された個人情報等を研究の目的に限り利用するものとする。ただし、あらかじめ甲の書面による同意を得たときは、この限りでない。

第

(安全対策措置)

第6条 乙は、研究を遂行するに当たり、甲から提供された個人情報等を適正に管理し、紛失、破壊、改ざん、漏えいまたは不正なアクセスの危険に対して、技術面および組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

る。

(委託等の禁止)

第7条 乙は、研究を第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲から書面による承諾を得たときは、この限りでない。



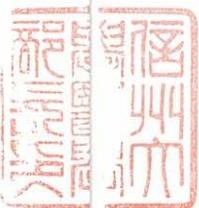
- 2 前項の規定により、乙が研究の一部または全部を第三者に委託するとき、乙は、自らの責任において、十分に個人情報保護および安全管理の体制が整っている第三者を選定するとともに、当該第三者（以下「委託先」という）との間で本覚書に定める義務と同一の義務を委託先に課し、義務の履行につき、委託先と連帯して責任を負うものとする。
- 3 乙は、協定および本覚書によって生ずる権利または義務を、甲の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(知的財産権の帰属)

第8条 研究により発生した知的財産権は、原則として乙に帰属する。

(苦情報告等)

第9条 乙は、甲から提供された個人情報等に関し、本人、第三者等から苦情もしくは問合せを受けたとき、またはこれに関連した事故が発生したときもしくは発生する恐があるときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。



- 2 第三者からの苦情または問合せへの対応について、乙は、甲の指示に従うものとし、甲の事前の承諾なしにこれに回答してはならない。

(損害賠償等)

第10条 乙は研究において甲に損害を与えたときおよび甲が提供した情報の全部または一部を不当に開示、漏えい、提供等をしたとき、または研究の目的外に利用、提供等したときは、甲は、乙に対して、損害賠償および甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

(有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は、覚書に合意した日から協定の有効期間満了日までとする。ただし、この覚書終了後においても第3条、第5条から第7条まで、第9条及び前条の規定は、なお効力を有する。

た
（協議）

第12条 この覚書に定めのない事項およびこの覚書の条項に疑義が生じたときは、甲乙間で協議するものとする。

織
以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を所持する。

面
平成29年 5月22日

1ら
監定
同
る。
く、
甲 安曇野市豊科6000番地

安曇野市長

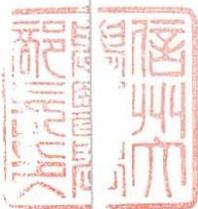
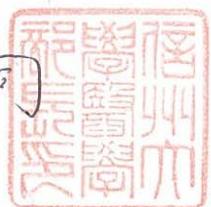
宮澤 宗弘



乙 松本市旭3-1-1

信州大学医学部長

田中榮



は問
れが

し、

は一
した
のと

する。
1条の

